

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	特定健康診査情報の外部結合等について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第16条第2項（法令の定めに基づき電子計算機処理をしたとき）
- ◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）
- ◇第14条第1項（業務委託、再委託）

（担当部課：健康部健康づくり課、医療保険年金課）

事業の概要

事業名	特定健康診査
担当課	健康づくり課、医療保険年金課
目的	「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令）」が改正され、オンライン資格確認等システムを利用した特定健診情報の引継ぎについて本人同意が不要とされることから、同省令に基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、必要なシステムの機能追加・外部結合・業務委託・再委託を行う。
対象者	特定健康診査対象者
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>区では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者として特定健康診査を実施している。同法律は、保険者が加入者の以前加入していた保険者に対し、特定健康診査情報等を求めることができるとし、求められた保険者は提供しなければならないとしている。</p> <p>この度、具体的な提供方法を定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令）」が改正され、オンライン資格確認等システムを利用して保険者間の特定健康診査情報等の引継ぎをする場合は本人同意が不要とされることから、同省令に基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、必要なシステムの機能追加・外部結合・業務委託・再委託を行う。</p> <p>2 本審議会への報告事項（資料46-1参照）</p> <p>(1) 特定健診等データ管理システムの機能追加</p> <p>オンライン資格確認等システムに特定健診情報を連携するための機能が、特定健診等データ管理システムに追加される。</p> <p>(2) 国保中央会との外部結合</p> <p>特定健診情報の保険者間引継ぎを適切に行うため、国保連合会の特定健診等管理システムを経由して、国保中央会との外部結合を行う。</p> <p>(3) 国保連合会との業務委託内容の追加</p> <p>区は、オンライン資格確認に係る業務を国保連合会に委託しているが、委託先が取扱う情報項目に「特定健診情報」を追加する。 (資格情報（医療保険年金課）については、令和2年度第3回本審議会了承済)</p> <p>(4) 国保中央会との再委託契約の締結</p> <p>国保連合会は、区から委託を受けたオンライン資格確認に係る業務を国保中央会に再委託しているが、再委託先が取扱う情報項目に「特定健診情報」を追加する。 (資格情報（医療保険年金課）については、令和2年度第3回本審議会了承済)</p> <p>3 対象者数</p> <p>特定健康診査対象者数 約10万人</p>

件名 特定健診等管理システムの機能追加について

保有課 (担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 特定健康診査対象者 2 記録項目 資料46-2のとおり 3 記録するコンピュータ 特定健診等管理システム
新規開発・追加・変更の理由	「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)」が改正され、オンライン資格確認等システムを利用した特定健診情報の引継ぎについて本人同意が不要とされることから、同省令に基づく全国一律の事務処理を行うため、国保連合会が開発・運営し、全国の自治体が共同で利用する「特定健康診査等データ管理システム」について、オンライン資格確認等システムへの特定健康診査情報の連携機能が追加される。
新規開発・追加・変更の内容	オンライン資格確認等システムへの連携機能が追加される。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	令和3年2月 連携テスト 令和3年3月下旬 本稼働

件名 特定健康診査情報の外部結合について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 特定健康診査対象者 2 記録項目 資料46-2のとおり
結合の相手方	国民健康保険中央会(国保中央会)
結合する理由	「高齢者の医療の確保に関する法律」は、保険者が加入者の以前加入していた保険者に対し、特定健康診査情報等を求めることができるとし、求められた保険者は、提供しなければならないとしている。具体的な提供方法を定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)」が改正され、オンライン資格確認等システムを利用して保険者間の特定健康診査情報等の引継ぎをする場合は本人同意が不要となることから、同省令に基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、国保連合会の特定健診等管理システムを経由して、必要な外部結合を行う。
結合の形態	国保連合会と国保中央会は、専用回線を利用して結合する。(国保中央会は、電子証明書による接続元の認証を行う。)
結合の開始時期と期間	令和3年3月から(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 【運用上の対策】 1 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 2 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 【システム上の対策】 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。

件名 オンライン資格確認の導入に係る業務の委託について(特定健診情報の追加等)

※…太字ゴシック(下線)部分が、令和2年度第3回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	医療保険年金課、 健康づくり課
登録業務の名称	国民健康保険、 特定健康診査
委託先	東京都国民健康保険団体連合会 (ISO/IEC 27001 認証) (国保連合会)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲</p> <p>(1) 新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員</p> <p>(2) 特定健康診査対象者</p> <p>2 記録項目</p> <p>(1) 参考46-1のとおり</p> <p>(2) 資料46-2のとおり ※「特定健診情報」を追加する。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システム、 特定健診等データ管理システム)
委託理由	資格等情報を管理運用する国保情報集約システム 及び特定健診等データ管理システム の管理者である国保連と委託契約を締結する。
委託の内容	<p>1 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む。)の資格情報の集約・管理に関する業務</p> <p>2 高額療養費の多数回該当の判定に係る業務</p> <p>3 区市町村国民健康保険の保険者との間における情報連携業務</p> <p>4 稼働環境に係る設定作業等</p> <p>5 オンライン資格確認に係る業務</p> <p>・国保情報集約システムと国保中央会で管理する医療保険者等向け中間サーバとの情報連携</p> <p>・国保中央会で管理する医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システムの運用管理</p> <p>・特定健診情報の管理及び提供</p>
委託の開始時期及び期限	令和3年3月1日から令和3年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。</p> <p>2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。</p> <p>3 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。</p> <p>4 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行う。</p> <p>5 稼働環境に係る設定作業における実データを使用した検証作業は、区が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。</p>

	<p>6 本業務に係る個人情報、外部へ持ち出さないよう指導する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。 3 上記委託内容の業務遂行の後、実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行う。 4 契約履行の間、特記事項に基づき、必要に応じて区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 5 本業務に係る個人情報は、外部へ持ち出さない。 6 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とさせる。 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止させる。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定させる。 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 オンライン資格確認の導入に係る業務の再委託について(特定健診情報の追加等)

※…太字ゴシック(下線)部分が、令和2年度第3回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	医療保険年金課、 健康づくり課
登録業務の名称	国民健康保険、 特定健康診査
委託先(再委託先)	【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会) 【再委託先】 国民健康保険中央会(国保中央会)
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 (1) 新宿区国民健康保険被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 (2) 特定健康診査対象者 2 記録項目 (1) 参考46-1のとおり (2) 資料46-2のとおり ※「特定健診情報」を追加する。
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システム)
再委託理由	国保中央会が管理する医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システムへの連携は、国保連合会を經由して専用回線ネットワークで結合する必要があるため。
再委託の内容	1 国保連合会で管理する国保情報集約システムと医療保険者等向け中間サーバとの情報連携 2 医療保険者等向け中間サーバ及びオンライン資格確認等システムの運用管理 3 特定健診情報の管理及び提供
再委託の開始時期及び期限	令和3年3月1日から令和3年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先との契約書には、別紙「特記事項(別紙1及び2)」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 4 個人情報の管理状況について、必要に応じて区の職員が立入調査を行う。 5 本業務に係る個人情報は、外部へ持ち出さないよう指導する。 【システム上の対策】 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は

	<p>不可とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。
<p>再受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。 3 契約履行の間、特記事項に基づき、必要に応じて区の立入調査等を受けるとともに、報告を行う。 4 本業務に係る個人情報は、外部へ持ち出さない。 5 業務終了後は、データ媒体を返却し、消去報告書を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とさせる。 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止させる。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定させる。 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録させる。 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- (再委託の禁止)**
- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。
- (資料等の返還等)**
- 12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。
- (個人情報を取り扱う従事者の指定)**
- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。
- (業務に関する報告)**
- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。
- (監査)**
- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。
- (従事者に対する教育)**
- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。
- (事故発生時等における報告)**
- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。
- (甲の報告要求、調査及び指導等)**
- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。
- (公表等)**
- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。
- (損害の賠償)**
- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。